

ロイヤル監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 24 年 2 月 1 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、ロイヤル監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

ロイヤル監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、統括代表社員等の組織的に品質管理のシステムを整備し、監査業務の品質を確保するという意識が欠如していることに加え、各社員の監査法人という組織に対する帰属意識が希薄であることなどから、監査法人として必要な体制の整備に取り組んでおらず、品質管理のシステム全般にわたり不備がみられる。また、監査業務に係る審査及び品質管理のシステムの監視等の実効性が確保されておらず、下記 2. 及び 4. に記載するような監査業務の実施における多数の不備を監査法人として把握していない。

このように、当該監査法人においては、監査法人としての組織的な業務運営が行われていないことに加え、その業務運営は監査業務の品質を合理的に確保するものとなっておらず、業務管理体制は極めて不適切である。

2. 監査業務の実施については、業務執行社員等において、監査の基準に関する理解が不足していること、職業的専門家としての正当な注意や懐疑心が不足していることなどから、リスク・アプローチに基づく監査計画、会計上の見積りの監査等の重要な監査手続において、十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、監査の基準に準拠した監査手続が行われていないのがみられる。

3. 監査業務に係る審査については、審査の重要性に対する認識や審査を適切に実施するという意識が監査法人全体として希薄であることなどから、監査計画の審査を実施していないもの、内部統制監査に関する審査を実施していないもの、審査担当者が監査報告書や財務諸表の適切性、監査上の重要な判断を審査していないのがみられるなど、審査態勢は極めて不適切である。

4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項については、統括代表社員等において、監査法人として適切に対応し、改善を図るという意識が希薄であることなどから、改善措置の実施を業務執行社員に任せきりにし、その改善状況を確認していない。このようなことから、今回の検査において、未改善の事項や改善不十分な事項が多数みられており、改善に向けた取組状況は著しく不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2474)
